○市民と市長との対話集会実施要綱

平成３０年３月２９日
告示第９２号

（目的）

第１条　この告示は、市長が市民による地域活動の場に出向き、市民との対話の機会（以下「対話集会」という。）を設けることにより、まちづくりに対する意見や提案を広く聴き、今後の市政運営に生かすとともに、市民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

（開催団体）

第２条　対話集会を開催できる者は、市内で活動し、次のいずれにも該当する団体（以下「団体」という。）とする。

（１）　市内に在住又は在勤若しくは在学している者で組織する団体であること。

（２）　対話集会をおおむね１０名以上で開催できる団体であること。

（３）　団体の活動が営利、政治又は宗教的活動を目的としたものではないこと。

（対話内容）

第３条　対話集会は、まちづくりに関する意見や提案等を主体とし、建設的な意見交換ができるものをテーマとするものとする。

２　前項のテーマは、団体の希望を考慮し、設定するものとする。ただし、既に対話集会を開催した団体による同一テーマによる対話集会は原則として行わないものとする。

（開催日）

第４条　対話集会の開催は、原則として１月当たり１回の開催とする。

（開催時間）

第５条　対話集会の開催時間は、９０分以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（開催場所）

第６条　対話集会の開催場所は、団体が市内の会場を確保するものとする。

（申請）

第７条　対話集会を希望する団体は、開催希望日の２月前から１月前までの間に様式第１号の「市民と市長との対話集会」申請書に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

（開催の承認・不承認）

第８条　市長は、前条の申請書等が提出された場合、当該申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、開催を承認するものとする。

（１）　第１条及び第３条に規定する対話集会の目的等に反するとき。

（２）　個人的な相談、苦情又は一方的な主張・要求であるとき。

（３）　特定の個人や団体に対するひぼう又は中傷であるとき。

（４）　法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

（５）　その他対話集会の開催が著しく不適切であると市長が認めるとき。

２　前項の規定による承認は、様式第２号の「市民と市長との対話集会」開催承認・不承認決定通知書により団体の代表者に通知するものとする。

（市職員等の出席）

第９条　市長は、対話集会のテーマに関係する職員を対話集会に出席及び発言をさせることができる。

（開催の中止）

第１０条　市長は、開催した対話集会が第８条各号に規定する事項に該当すると認められる場合は、対話集会の途中でも中止することができる。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、対話集会に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

「市民と市長との対話集会」申請書

年　　月　　日

（宛先）白岡市長

申請者　団 体 名：
代表者名：
住　　所：
電話番号：
FAX 番号：
担 当 者：
電話番号：

次のとおり、「市民と市長との対話集会」を申請します。

希望日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分
テーマ	
会　場	名　称： 所在地：
参加予定人数	人
団体の主な 活 動 内 容	
備　　考	

（添付書類）

１　団体会員名簿及び対話集会参加者名簿（住所を含む）

２　団体の活動内容がわかるもの

（注意事項）

１　開催する会場の借用費用等は、団体の負担となります。

２　営利目的及び政治・宗教的活動を目的とした団体は申請できません。

様式第２号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

白岡市長　　印

「市民と市長との対話集会」開催承認・不承認決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった「市民と市長との対話集会」について、下記のとおり承認・不承認したので、下記のとおり市民と市長との対話集会実施要綱第８条の規定により通知します。

記

開催日時	年　　月　　日（　）　　時　　分～　　時　　分
団体名	
開催場所	
テーマ	
その他	
不承認の理由	

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第８条関係）